



異物混入について(総論)

今回は、食品への異物混入について総論的なこととお話します。ところで2017年度、東京都、特別区、八王子市及び町田市に直接寄せられた食品等による苦情統計を例に取り上げますと5,164件を数え、そのうち異物混入は918件と1位である有症苦情の1,380件に次ぐ多さです。実際には直接、お店等で対応し切れたもの、自分で我慢してしまったもの、急いでいて苦情を訴える時間がなかった等を入れると相当数あるものと思われます。異物の種類によっては人に重大な健康被害を与えるものもあります。改めて異物とは何か等を勉強しておきましょう。

異物とは、食品中にあるべきでないもの あるいはないものが混入することと定義されています。

戦後直後の1947年に制定された『食品衛生法』の第6条(不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止)の中に「四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの」として異物を初めて明記した。

2014年の『食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針の改正』中では異物は人に悪影響を及ぼすガラス及び金属片等と具体的な有形物を挙げ定義しています。

一般的に異物とは目で見てそれと分かるもの、物理的な操作(溶解分離や比重差での分離等)で取り除けるものをいい、『食品衛生検査指針』第9章の中で「異物は、生産、貯蔵流通の過程で不都合な環境や取り扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物という」をいい、異物を以下の3つに大別しています。

どれについても精神面を含め人に直接危害を及ぼす可能性があり、ガラス、金属等の異物は特に危険です。

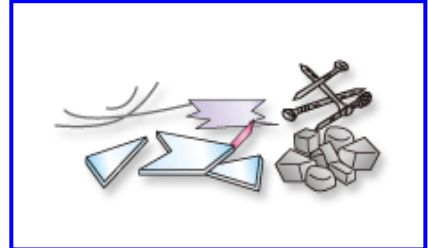
①動物性異物: 髪の毛、虫体、虫卵、羽毛、排泄物、骨片など



②植物性異物: 植物片、木片、紙片、カビなど



③鉱物性異物: 鋳物、岩石、ガラス、金属、合成ゴム、合成樹脂など



異物混入防止対策の基本ですが、食品の製造や調理現場サイドでの工程を例に取ってみますと異物混入を防ぐためには5つのキーワードを挙げることが出来ます。これらのことを組織の全員の方がスムーズに行動することで、はじめて異物混入事故の防止へと繋がるのではないかと思います。

1. 持ち込ませない ① まず自分達が持ち込まないようにする。

- * 毛髪、爪、ほつれ等、身だしなみの確認。
- * 使用禁止品の排除や私物の持ち込み禁止。
- * 劣化器具等の使用禁止。
- * 検品時の目視を徹底。

2. 排除する ② 入ってしまった物を徹底して取り除く。

- * 目視の徹底であるが、各個人差があるため確認ポイントと方法を定める。
- * 採光、照明、換気等の作業環境を良好に保つ。

5. 発生させない ⑤ 水溜りや塵埃を作らない。

- * マニュアルに従った容器包装等の開封の徹底。
- * ゴミ等を放置させない。
- * 劣化品や部位の確認(紙の破れ、テープ剥がれ、器具設備のネジ等のゆるみ)。

3. 侵入(誘引)させない

- ③ 異物や昆虫等が入らない環境を作る。
- * ドアや扉を開放しない。 * 網戸の破損確認をする。
- * 排水溝の清掃や床面等に水溜りを作らない。
- * ダンボールは厨房内、食品庫内等に置いたままにしない。

4. 堆積させない ④ 清掃、整理、整頓を行う。

- * 日々清掃、整理、整頓の徹底。
- * 施設や設備、備品等の計画的な清掃。
- * 清掃漏れの場所を無くす。



登録衛生検査所
株式会社 中央微生物検査所
環境サービス事業部

<http://www.chubi.co.jp/>
E-mail shoku@chubi.co.jp

本社
〒536-0008 大阪市城東区関目5丁目22番23号
TEL.(06)6939-1044
FAX.06-6939-2350

東京営業所
〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目3番10号コスモタワービル10階
TEL.(03)5472-7551
FAX.03-5472-7552